

【令和 6 年第 2 回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和 6 年 6 月 1 9 日 文教委員長 浦田 大輔

○「議案第 9 6 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 本市において国の基準を上回る保育士数を配置した場合のメリットについて**

本市において国の配置基準数を更に上回る保育士を配置した場合、基準を上回った数に応じた運営費を給付する市単独の加算制度があり、事業者が当該制度を活用することで施設運営体制の更なる拡充が可能である。

*** 条例改正に当たり本市独自の基準を設けない理由について**

本議案は、国の法改正に伴い条例を改正するものであり、条例上の基準及び保育事業者が最低限守るべき基準としては、従来通り国の基準に基づいた人数とすることが妥当であると判断した

*** 保育士の配置基準の見直しに伴う対象施設への影響の有無について**

幼児の年齢によって保育士の配置基準が異なり、3 歳児については、幼児 1 5 人につき 1 人の保育士を配置することとなるが、全対象施設において既に新たな配置基準を上回っており、配置基準の見直しに伴う影響はない。

4 歳児及び 5 歳児については、幼児 2 5 人につき 1 人配置することとなるが、本市の令和 6 年 4 月時点での試算によると、市内対象の 4 3 2 施設のうち、配置基準を下回る施設は、市加配保育士を配置していない 3 施設であり、いずれも民間保育所である。

*** 配置基準の見直しに伴う予算額への影響について**

新基準に基づき職員配置を行った施設に対しては、国の基準に基づき配置改善加算を給付するが、本年 4 月 1 日時点の試算で、同加算の給付に必要となる予算額は、総額 5 億円から 6 億円程度増加する見込みである。

*** 配置基準の見直しに伴う市加配保育士の見直しの有無について**

今回の配置基準の見直しに当たり、ほとんどの施設で見直し後の配置を行えている状況であり、市加配保育士の見直しを行わなければならないほどの影響はないと判断したため、本条例改正に伴う見直しは行わない。

*** 新たな保育士配置基準の適用開始時期及び各事業者の対応状況について**

国の保育士配置基準等に係る内閣府令の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行している。内閣府令によると、各自治体で条例制定前の期間であっても、国の施行日以降、各自治体において新たな保育士配置基準を適用可能とされている。令和 5 年度末、各施設事業者を対象に説明会を行い、4 月 1 日から国の基準による保育士の配置が可能である旨を周知していることから、各事業者において新たな配置基準に準じた保育士確保に向けた対応が図られている。

*** 休憩休息保育士及び年休代替保育士の概要について**

休憩休息保育士は、開園時間中に職員が休憩に入る場合にも適正な配置基準の下で運営が行えるよう、配置する保育士である。規定の配置基準の人数を 4 で除

し、端数を切り上げた人数上限として、配置した場合に市単独で給付費の加算を行う。

また、年休代替保育士は、職員が年休を取得する場合にも配置基準の下で運営が行えるよう、各施設に市単独で給付費の加算を行うものである。

《意見》

- * 新たに保育士を確保する必要がある施設については、利用者サービスに支障のないよう、市として施設運営事業者への支援を行ってほしい。
- * 保育士の休憩休息及び年休取得を保障するため、休憩休息保育士及び年休代替保育士の制度は今後も継続して実施してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 97 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 保育士の配置基準の見直しに伴う対象施設への影響の有無について

市内対象施設は 5 施設であり、全対象施設において配置基準を上回る数の保育士が既に配置されていることから、配置基準の見直しに伴う影響はない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 98 号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 他の議案内容との関連性について

本議案における条例改正は、認定こども園における保育士等の配置基準を見直すものである。他の議案では、児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園等を対象に、同内容で保育士等の配置基準を見直すものである。

- * 保育士の配置基準の見直しに伴う対象施設への影響の有無について

市内の対象施設は 19 施設であり、全対象施設において配置基準を上回る数の保育士が既に配置されていることから、配置基準の見直しに伴う影響はない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 99 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 保育士の配置基準の見直しに伴う対象施設への影響の有無について

配置基準の見直しに伴う影響はない。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１０３号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第１０４号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも市民館・図書館への指定管理者制度の導入に関する内容であるため、２件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 本議案の提出を当初の予定から早めた理由について

令和５年度時点では、令和６年９月に議案提出を予定していたが、先行して指定管理者制度を導入している中原区及び高津区の取組状況を踏まえ、指定管理者に係る仕様書及び募集要項を作成する時間を十分に確保することが望ましいと判断し、時期を早め、今定例会に議案を提出した。

* 指定管理者制度の導入目的について

市民館及び図書館の役割として、社会教育の機会を適正に提供することが重要であると認識している。本市のモニタリングの下、民間事業者のノウハウを活用することで、社会教育の継続的な実施及び更なる発展が見込まれるため、指定管理者制度を導入することとした。

* 複数事業者による指定管理者への応募の促進に向けた取組状況について

指定管理者の募集に当たり現地見学会等を実施し、多くの事業者が参加したことから、市民館及び図書館の指定管理に関心の高い事業者が数多く存在することを確認した。指定管理者の応募が一団体のみとならないよう、団体への周知等について継続的に取り組みたい。

* 指定管理者制度導入に係る利用者への周知方法について

ホームページを活用しており、今後はより多くの市民に周知するため、市政だよりの活用等、広報の手段について検討したい。

* 中原市民館及び高津市民館における指定管理者の応募状況について

選定に係る影響を考慮し、具体的な応募数は公表できないが、複数団体からの応募があった。

* 利用者への説明会の開催予定について

指定管理者の決定後、説明会を通じて指定管理者制度の概要や、市民館及び図書館が市による直営から指定管理者による運営に移行することについて、利用者に周知していきたいと考えている。

* 指定管理者制度導入に伴う経費の縮減効果に関する試算について

直営から指定管理者の運営に移行することによる経費の削減効果について、令和４年に試算した。試算によると、市内の図書館において指定管理者制度を導入した場合、約３，６００万円の経費縮減が見込まれる。また、市内の市民館については教育文化会館を除き、約８，８００万円の経費縮減が見込まれている。本議案に係る施設については、指定管理者の募集後、各事業者の提案等を踏まえた上で、具体的な経費縮減の試算を再度行う予定である。

*** 各市民館における縮減額及び人件費の縮減額の試算状況について**

令和４年の試算によると、多摩市民館は総額約８７０万円の縮減を見込んでおり、そのうち人件費は約７２３万円である。麻生市民館は約８３８万円の縮減を見込んでおり、そのうち人件費は約７２３万円である。麻生市民館岡上分館は約２７６万円の縮減見込みであり、そのうち人件費は約２６９万円である。

*** 麻生図書館における人件費の縮減額の試算状況について**

麻生図書館については、約１，１１９万円の人件費縮減を見込み、麻生図書館柿生分館については、約４２１万円の人件費の縮減を見込んでいる。

*** 利用料金制の導入理由及び利用料金額の変更の有無について**

現在は、利用者から徴収した使用料は市の収入であるが、指定管理者制度導入後、利用料金は指定管理者の収入となり、収入が帰属する対象が変更となることから、利用料金制を新たに導入する必要がある。また、指定管理者制度導入後において利用料金上限額が変更となる予定はない。

*** 指定管理者制度導入後における利用料金の支払方法について**

現在、利用者は現金支払い、キャッシュレス支払い、納入通知書を用いた支払い及びふれあいネットシステムを活用した支払いから、使用料の支払方法を選択可能である。指定管理者制度導入後においては指定管理者に対し、同様の支払方法が可能となるよう促す予定であるが、システムの仕様上、ふれあいネットを活用した支払いは、使用できない。

*** 市民館における社会教育学習機会の確保について**

市民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として位置付けられていることから、教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業実施要綱第２条において、社会教育の実施内容が示されており、その要綱に基づき、市民館において社会教育活動を実施していることから、指定管理者制度導入後も引き続き、社会教育の学習機会の確保に向けた取組を行う予定である。

*** 市民館における企画委員の公募の有無について**

現行の市民館において、公募市民による企画委員を導入しており、指定管理者制度導入後も継続する予定である。指定管理における仕様書に、企画委員との連携による運営について明記し、企画委員を公募する予定である。

*** 家庭教育支援事業等の実施に向けた市民館における本市職員との運営体制について**

指定管理者制度導入後においても、市民館では、行政が主体となって家庭教育支援事業等を行っていくなど、区役所の生涯学習支援の担当職員と指定管理者で綿密に連携し、様々な事業を進める予定である。

*** 市民館内における本市職員の執務室の確保について**

指定管理者と区役所職員が円滑な連携を図るため、市民館内に区役所職員用の執務席を設ける予定である。

*** 民間活用事業者選定評価委員会における市内事業者への評価項目について**

応募事業者が市内事業者である場合に加点等を行う評価項目は設けていないが、市内事業者の活用に関する評価項目を設けており、地域に根差した取組を行

う応募団体を評価する仕組みとなっている。

*** 施策方針の決定に係る選定評価委員会における意見の取扱いについて**

民間活用事業者選定評価委員会で聴取した意見を参考にした上で、庁内会議等で議論し、本市の施策方針を決定している。

*** 選定評価委員会において指定管理者制度導入が否決された場合の対応について**

否決となった際の意見を勘案し、庁内で制度の導入について議論するなど、教育委員会で施策の方向性を決定することになる。

*** 中原市民館及び高津市民館・橘分館における選定評価委員の構成について**

選定評価委員は、市の協議会委員や、区の事業関係者、大学で社会教育等を行っている委員等によって構成されている。本議案可決後、多摩区及び麻生区の選定評価委員においても同委員が兼任することが望ましいと考えている。

*** 社会教育委員を選定評価委員に選任することに係る考えについて**

本市の附属機関設置条例において、民間活用事業者選定評価委員会委員は学識経験者で構成することと定めていることから、公認会計士及び税理士等の選任を想定しており、社会教育委員を評価委員として選任する予定はない。

*** 社会教育委員会議の答申を求めなかった理由について**

市民館及び図書館の指定管理者制度導入の検討に際し、事務局が社会教育委員会議において意見を十分に聴取しており、同会議からの答申は求めなかった。

*** 社会教育委員会議における指定管理者制度の導入に関する議論について**

社会教育委員会議において、各区の市民館を対象に審議等を行う市民館専門部会が設置されている。同部会は公募の市民委員も含め、市民館に関する専門的知識を有した委員によって構成されていることから、指定管理者制度導入等について、適正に評価及び審議されたと認識している。また、同部会で審議を行った内容については、社会教育委員会議に報告されている。

*** 指定管理者制度の導入に伴う業務引継ぎについて**

直営から指定管理者の運営に移行する際は、本市職員も含めて業務の引継ぎを適切に行う予定である。また、今後指定管理者が変更となる場合においても、業務の引継ぎを適切に行うよう仕様書に明記する予定であり、事業者同士の円滑な引継ぎが行われるよう、区役所の生涯学習支援部門の職員が適切に支援する予定である。

*** 各区の指定管理者への引継ぎ期間に差異がある理由について**

川崎区の市民館及び図書館については6か月、麻生区の同施設については5か月の引継ぎ期間をそれぞれ設けている。川崎区の施設は麻生区と比較して新しい施設であるため、現在の施設職員が不慣れであることを考慮し、麻生区よりも1か月長く引継ぎ期間を設けた。

*** 指定管理者制度が雇用する職員の給与に関する対応について**

公契約条例に基づき、作業報酬下限額が定められていることから、指定管理者に対して下限額を遵守するよう強く求め、適正な給与支給についてモニタリングをする予定である。

*** 災害時における市民館及び図書館の役割について**

多摩市民館、麻生市民館及び麻生図書館は、災害時に帰宅困難者一時滞在施設の役割を担う。中原区の両施設においては帰宅困難者一時滞在施設、また、中原市民館は要配慮者を優先的に受け入れる役割も担っている。

*** 指定管理者による市内事業者の活用に向けた取組について**

先行して指定管理者制度を導入した中原区及び高津区と同様に、指定管理者が業務の一部を委託する場合、市内事業者を優先的に活用することを仕様書に明記する予定である。

*** 指定管理者と本市職員による連携した取組について**

市民館については、指定管理者と本市で月に1回程度の打合せを行うとともに、企画調整会議等の協議の場を設定し、市民館におけるイベント等の企画に取り組む予定である。

図書館については、市職員が定期的に施設を訪問し、書籍の選定及び除籍等について相談を受ける予定である。また、現行の図書館では、ボランティア団体等を数多く受け入れていることから、指定管理者制度導入後においても連携体制を維持できるよう、補佐する予定である。

*** 指定管理者に対するモニタリングの手法について**

現在、運営状況の確認に必要な事項を集約したマニュアルを作成中である。指定管理者による運営開始後、当マニュアルに基づき、運営状況等についてモニタリングする予定である。

*** モニタリング結果の公表の有無について**

各年度の事業評価シートを市のホームページにおいて公表していく。

*** 市民館及び図書館に係る事業評価シートの在り方について**

市民館と図書館の連携は市民サービス向上の観点から重要であり、事業評価に当たっては、連携した取組を含めて評価する必要があると認識している。そのため、市民館及び図書館の事業評価シートを一元化するなど、より良い評価方法について検討していきたい。

*** 現行の活動報告書の作成を継続する考えについて**

活動報告書については、記載内容等を検討した上で、指定管理者による運営開始後においても継続して実施する予定である。

*** 指定管理者制度導入後において運営経費が増額した場合の対応について**

指定管理者制度導入後に経費が増額したとしても、市による直営に戻すことは想定していない。

《意見》

*** 市内事業者の活用に向けた取組を積極的に進めてほしい。**

*** 本市に関する知見が深い有識者に民間活用事業者選定評価委員会委員を務めてほしい。**

*** 市民館及び図書館に関して専門的知識を有する学識経験者が、民間活用事業者選定評価委員会委員を務めてほしい。**

*** 民間活用事業者選定評価委員会における審査が適正に行われるよう、不備のない資料を作成してほしい。**

- * 社会教育委員会議の重要性を再認識してほしい。
- * 利用料金の支払方法が変更となる場合、利便性が低下しないように留意してほしい。
- * 指定管理者へのモニタリングに係るマニュアル及びモニタリング結果の公表を検討してほしい。
- * 各施設の評価を詳細に行うため、市民館及び図書館の事業評価シートを施設ごとに分け、評価してほしい。
- * 市民館及び図書館においては、直営管理によって多様なニーズに適応した施設運営が実現されていると認識している。指定管理者制度の導入によって、非正規職員雇用の拡大、施設運営における継続性及び市民ニーズ等への対応について懸念があることから、本議案には賛成できない。

《議案第１０３号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第１０４号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０７号 宮前平中学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 工事における仮囲いの有無について

工事中、工事範囲となるテニスコート周辺に仮囲いを設置する予定である。また、学校のグラウンドを資材置き場にする予定であり、グラウンド周辺に仮囲いを設置する予定である。

* 防災備蓄倉庫の使用に関する支障の有無について

工事中においても、校内における防災備蓄倉庫の使用に支障のないよう配慮する予定である。

* テニスコートにある防球ネットの取扱いについて

施工に当たり、テニスコートの防球ネットを撤去する予定である。

* 校舎増築による既存のテニスコートの一部が消失することへの代替措置について

当該工事によってテニスコート１面が消失するが、残り３面は存続することから、学校と協議した結果、代替措置は行わないこととした。

* 学校周辺の他校の施設及び公園等を活用したスポーツ環境の整備について

部活動の活動場所の確保のため、他校の体育館や河川敷等を活用した事例はあり、学校の意向及び関係局と連携して対応していきたい。

* 新校舎増築後の特別支援教室の運用について

特別支援教室は新校舎に移転し、既存の特別支援教室を普通教室として運用する予定である。

* 施設開放を想定した教室等のセキュリティ対策について

新校舎では、施設開放時のセキュリティ対策として、パイプシャッターを１階及び２階に設置し、関係者以外の立入りを制限する予定である。

* 新校舎における会議室間の仕切りの可動性について

2 階及び 3 階の会議室内の仕切りは可動式であり、利用人数に応じて仕切りを一時的に開放し、隣接した部屋を一体化して使用することが可能である。

*** 会議室間の仕切りの遮音性について**

想定以上に生徒数が増加した場合、会議室等を教室として転用することとしており、教室の使用に必要な遮音性を確保する予定である。

*** 新校舎の屋上における太陽光発電設備設置の検討状況について**

現時点で太陽光発電設備の設置予定はないが、今後設置する可能性を想定し、設備の配置場所、荷重及び配線等を考慮した設計としている。

*** 宮前平中学校における生徒数の推移について**

現在の推計では生徒数増加が数年続き、令和 11 年に生徒数は最大約 1,360 人となる予定である。

*** 宮前平中学校の学区の変更の可能性について**

現時点で学区の変更予定はない。

《意見》

*** 関係局と連携した上で近隣の公園や他校の施設を活用するなど、部活動に支障のない環境整備をしてほしい。**

*** 地元の市民団体等に多目的室等を貸し出すことを想定し、校内のセキュリティ対策を講じてほしい。**

*** 生徒数の推移を見守りながら、より良い学校環境の整備に取り組んでほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第 2 号 教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願」

《審査結果》

取り下げ承認